

今回、税額が変更となった方がおられます。
以下のとおり対応をお願いします。

Q

税額が減っている人がいますが、
すでに今月分まで徴収してしま
っています。
どうすればよいですか？

A

今月分はすでに徴収している額
でそのまま納入してください。
翌月分より、今回の変更通知書に
記載の税額で納入してください。

「月末に変更通知書が届いた」

具 体 例	今月分（翌月 10 日頃に納入）	翌月分（翌々月 10 日頃に納入）
A さん	20,000 円	20,000 円
B さん	10,000 円 徴収済 ▼ 0 円に変更	10,000 円 未徴収 ▼ 0 円に変更
納入額（計）	30,000 円	20,000 円

今月以前の差額分は、
京都市より直接本人へ
お返しします。（※）

翌月分以降は、
今回お送りした変更通知書（茶色）
に記載の金額で納入してください。

※手続き書類の郵送まで一ヶ月程度がかかります。

茶

茶色の通知書は対象の方へお渡しください。
税額の変更内容へのご質問は、この部分に記載の電話
番号に、受給者ご本人から直接お問い合わせください。

緑

緑色の通知書は対象の方へお渡しください。
税額の変更内容へのご質問は、この部分に記載の電話
番号に、受給者ご本人から直接お問い合わせください。

前回の通知書（茶色）を同封のものと
差し替えてください。
翌月分以降は変更後の月額で徴収して
納入してください。

【茶色の通知書】についてのお問い合わせ

京都市市税事務所
法人諸税室（特別徴収担当）
075-222-3658
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
市役所分庁舎 B1 階